

第 5 章

大規模災害からの復旧・復興と
ALPS処理水の海洋放出をめぐる動き



（１）水産業における東日本大震災からの復旧・復興の状況

〈震災前年比で水揚げ金額95%〉

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災による津波は、豊かな漁場に恵まれている東北地方太平洋沿岸地域を中心に、水産業に甚大な被害をもたらしました。同年7月に政府が策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、復興期間を令和2（2020）年度までの10年間と定め、平成27（2015）年度までの5年間を「集中復興期間」と位置付けた上で復興に取り組んできました。

平成27（2015）年6月には「平成28年度以降の復旧・復興事業について」を決定し、平成28（2016）年度からの後期5年間を「復興・創生期間」と位置付けて復興を推進してきました。

その後、令和2（2020）年6月には、令和3（2021）年3月末までとなっていた復興庁の設置期限を10年間延長すること等を内容とする復興庁設置法等の一部を改正する法律^{*1}等が成立しました。

また、令和3（2021）年3月には、「東日本大震災からの復興の基本方針」を、令和2（2020）年6月の福島復興再生特別措置法^{*2}の改正（令和3（2021）年4月施行）等を反映させた「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に改定しました。

これまで被災地域では、漁港施設、漁船、養殖施設、漁場等の復旧が積極的に進められており（図表5－1）、政府は、引き続き、被災地域の水産業の復旧・復興に取り組むこととしています。



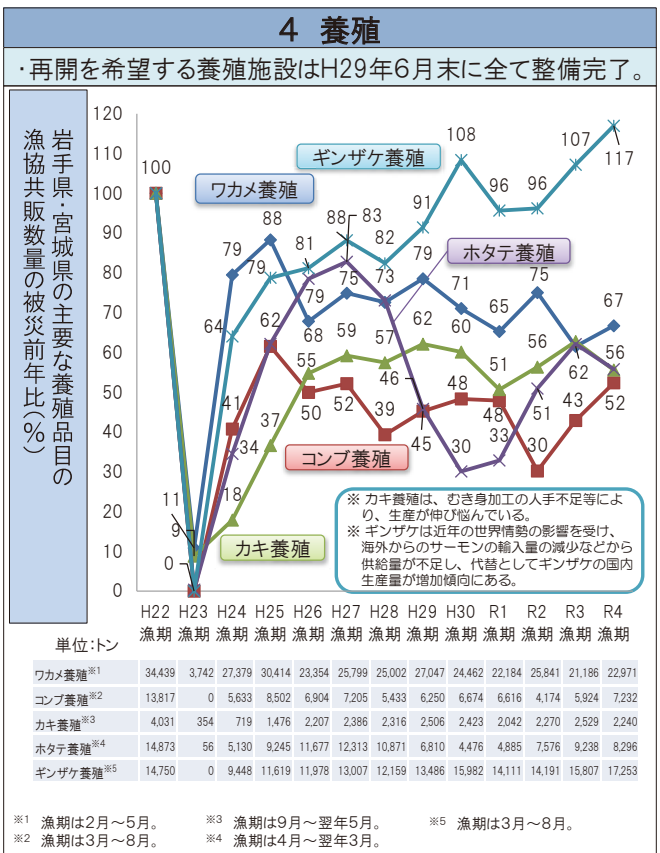
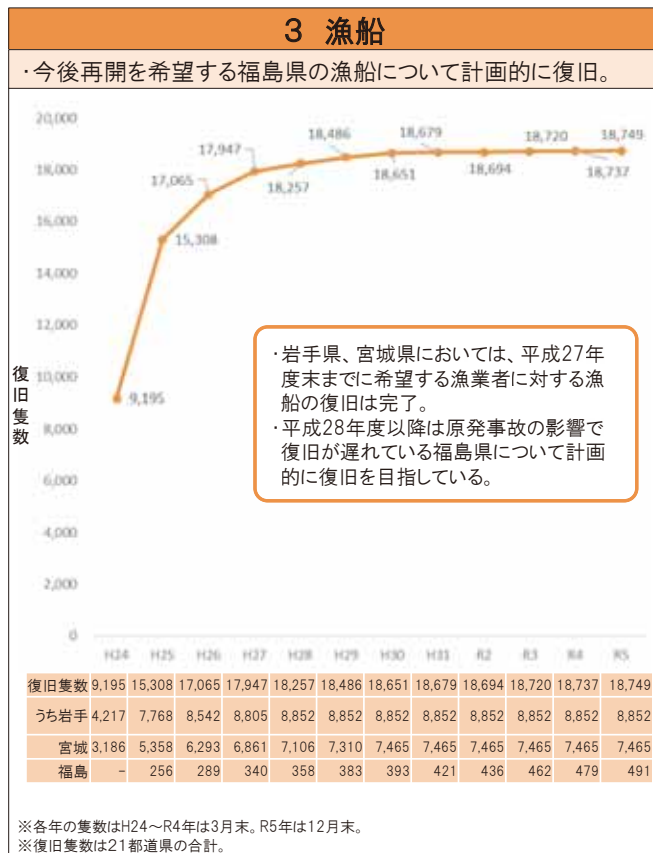
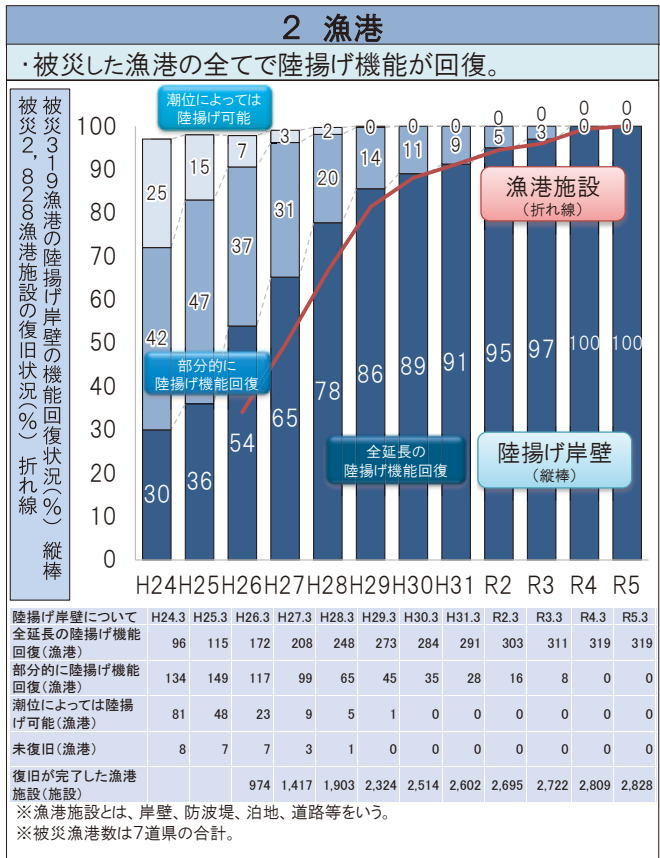
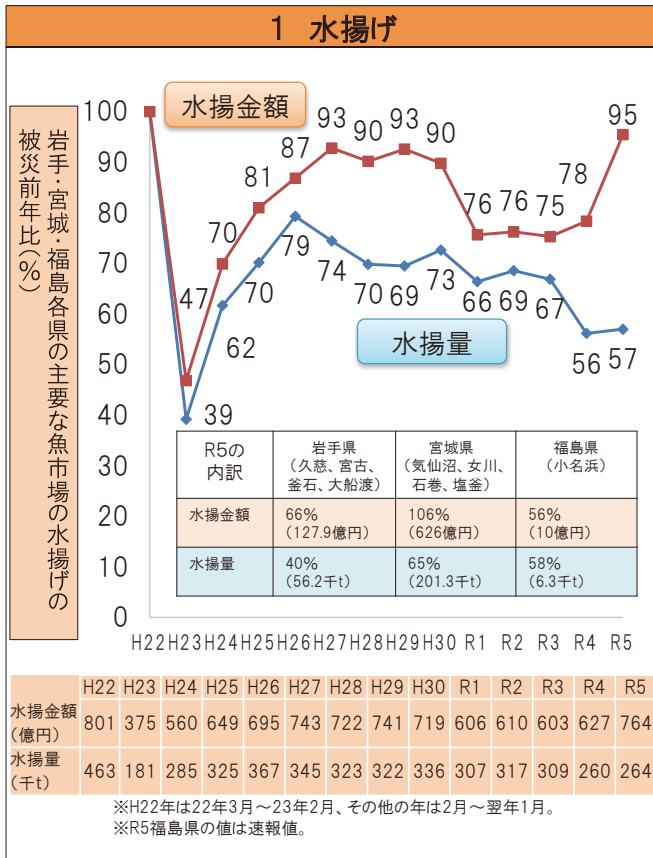
「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（復興庁）：
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat12/sub-cat12-1/20240329132430.html>

*1 令和2年法律第46号

*2 平成24年法律第25号

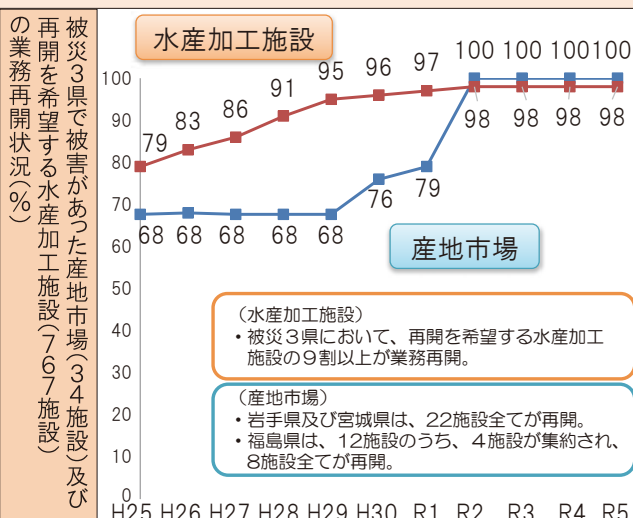


図表5-1 水産業の復旧・復興の進捗状況（令和6（2024）年3月取りまとめ）



5 加工流通施設

・再開を希望する水産加工施設のほとんどが業務再開。



※1 各年の数字は、H25～29年は12月末、H30年は9月末、R1～5年は12月末時点。
※2 各年の数字は、H25年は12月末、H26～R1年は翌年の2月末、R2年は翌年の1月末時点。
R2年に福島県の産地市場が12施設から8施設に集約し、全ての施設が再開し業務再開状況が100%となったため、R3年以降は調査を行っていない。

6 がれき

・がれきにより漁業活動に支障のあった定置及び養殖漁場のほとんどで撤去が完了。

定置漁場

県名	岩手県	宮城県	福島県	合計
撤去完了箇所数	138 (138)	850 (850)	要望なし	988 (988)

※()内の数字はがれきにより漁業活動に支障のある漁場の箇所数

養殖漁場

県名	岩手県	宮城県	福島県	合計
撤去完了箇所数	167 (167)	956 (961)	11 (11)	1,134 (1,139)

※()内の数字はがれきにより漁業活動に支障のある漁場の箇所数

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
定置漁場	958	1,003	1,004	987	992	990	988	988	988	988	988	988	988
うち処理済み	958	975	976	980	988	988	988	988	988	988	988	988	988
養殖漁場	804	1,071	1,101	1,100	1,129	1,131	1,135	1,135	1,136	1,139	1,139	1,139	1,139
うち処理済み	801	973	1,045	1,077	1,103	1,116	1,124	1,128	1,130	1,134	1,134	1,134	1,134

※支障のある漁場の箇所数の増減は、気象・海象によるがれきの流入・流出等のため。
※各年の数字は3月末時点(R6のみR6.1月末時点)。

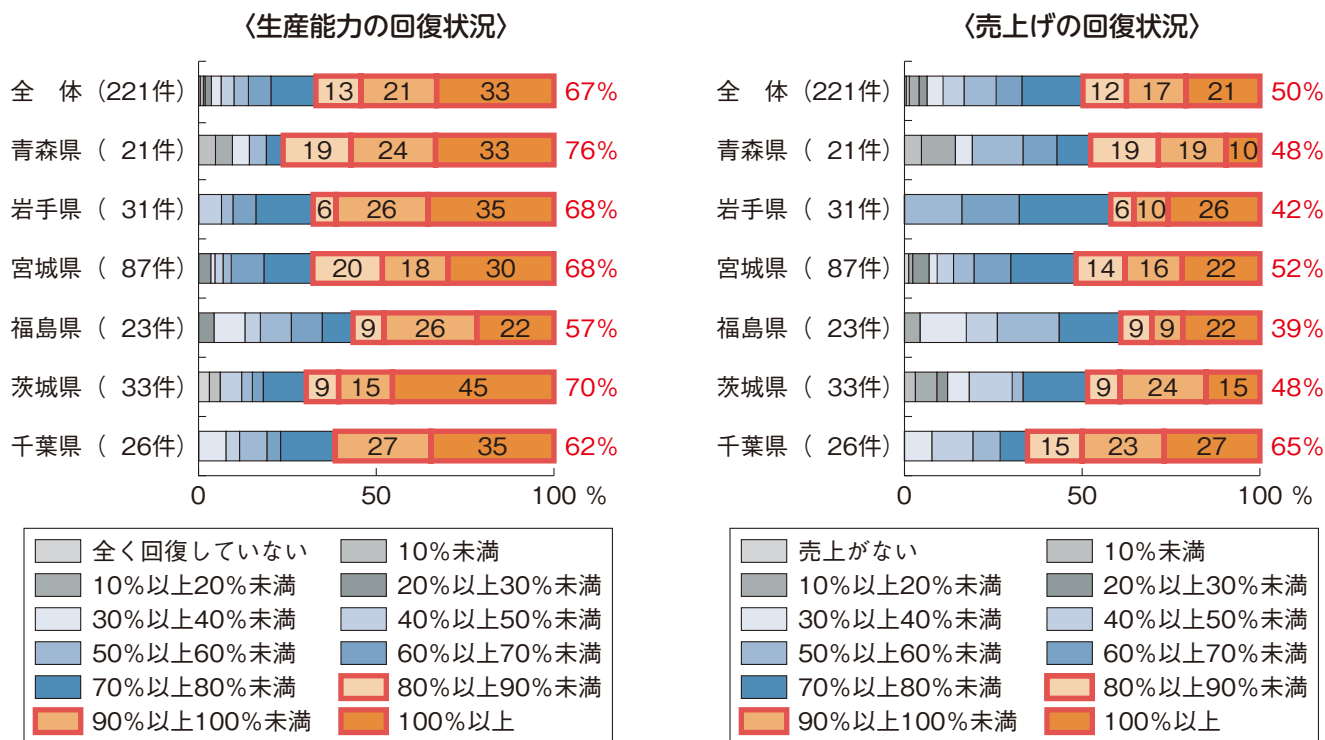
被災した漁港のうち、水産業の拠点となる漁港においては、流通・加工機能や防災機能の強化対策として、高度衛生管理型の荷さばき所や耐震強化岸壁等の整備を行うなど、新たな水産業の姿を目指した復興に取り組んでいます。このうち、高度衛生管理型の荷さばき所の整備については、流通の拠点となる8漁港（八戸、釜石、大船渡、気仙沼、女川、石巻、塩釜、銚子）において実施し、全漁港で供用されています。

一方、被災地域の水産加工業においては、令和5（2023）年1～2月に実施した「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第10回）の結果」によれば、生産能力が震災前の8割以上まで回復したと回答した水産加工業者が約7割となっているのに対し、売上げが震災前の8割以上まで回復したと回答した水産加工業者は約5割であり、依然として生産能力に比べ売上げの回復が遅れています。県別に見ると、生産能力と売上げ共に、福島県の回復が他の5県^{*1}に比べ遅れています（図表5-2）。また、売上げが戻っていない理由としては、「原材料の不足」、「人材の不足」及び「販路の不足・喪失」の3項目で回答の約7割を占めています（図表5-3）。このため、政府は、引き続き、加工・流通の各段階への個別指導、セミナー・商談会の開催、省力化や加工原料の多様化、販路の回復・新規開拓に必要な加工機器の整備等により、被災地域における水産加工業者の復興を支援していくこととしています。

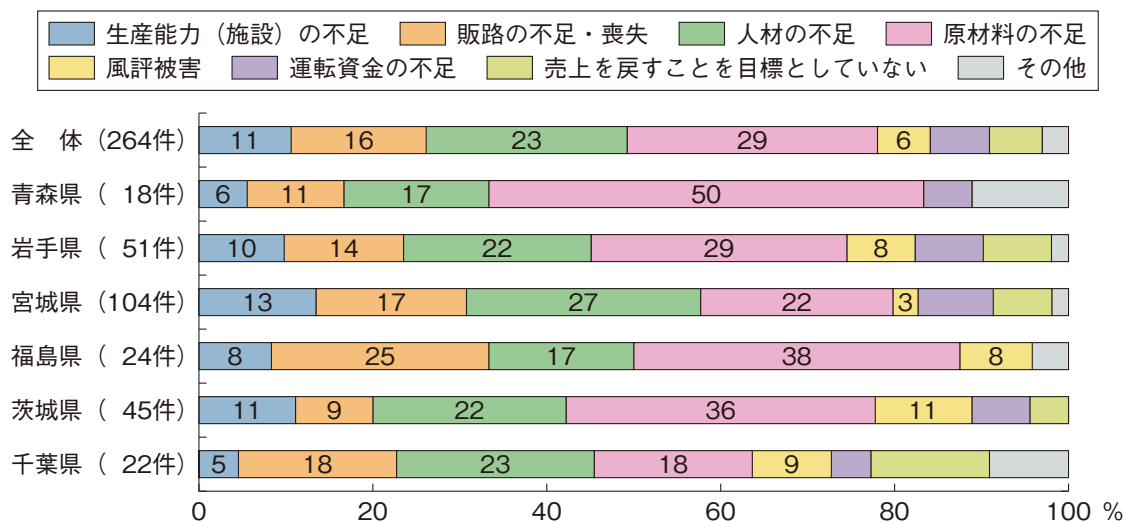
*1 青森県、岩手県、宮城県、茨城県及び千葉県



図表5-2 水産加工業者における生産能力及び売上げの回復状況



図表5-3 水産加工業者の売上げが戻っていない理由



東日本大震災からの水産業復興へ
向けた現状と課題（水産庁）：
https://www.jfa.maff.go.jp/j/yosan/23/kongo_no_taisaku.html

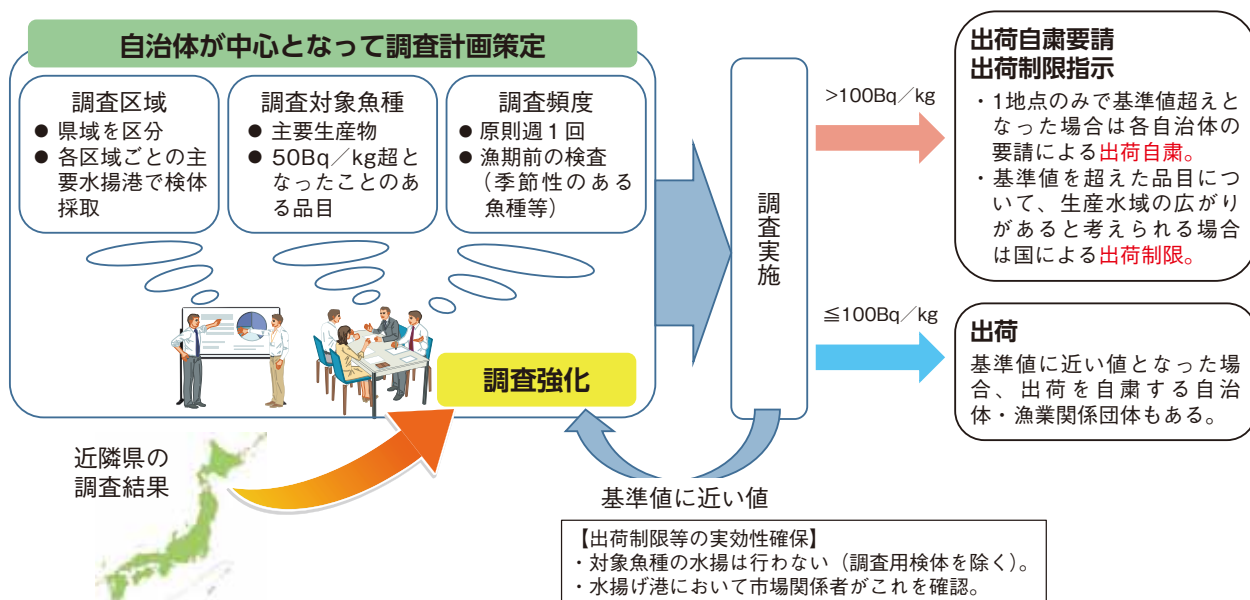
(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応

ア 水産物の放射性物質モニタリング

〈水産物の安全性確保のために放射性物質モニタリングを着実に実施〉

東日本大震災に伴って起きた東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」といいます。）の事故の後、消費者に届く水産物の安全性を確保するため、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、国、関係都道府県、漁業関係団体が連携して水産物の計画的な放射性物質モニタリングを行っています。水産物のモニタリングは、区域ごとの主要魚種や、前年度に50Bq/kg^{ベクレル}を超過した放射性セシウムが検出された魚種、出荷規制対象種を主な対象としており、生息域や漁期、近隣県におけるモニタリング結果等も考慮されています。モニタリング結果は公表され、基準値（100Bq/kg）を超過した種は、出荷自粛要請や出荷制限指示の対象となります（図表5-4）。

図表5-4 水産物の放射性物質モニタリングの枠組み



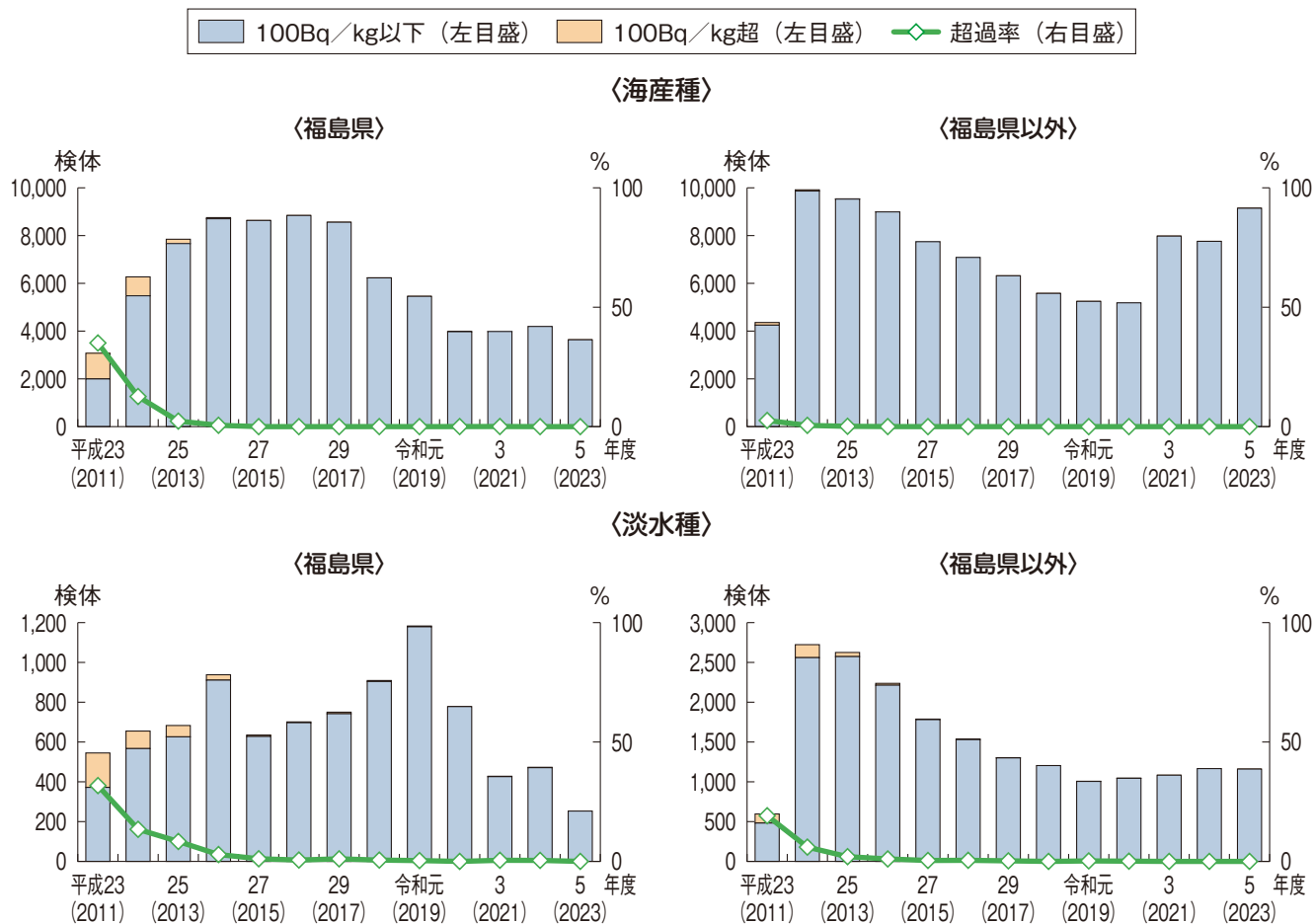
東電福島第一原発の事故以降、令和6（2024）年3月末までに、福島県及びその近隣県において、合計20万2,715検体の検査が行われてきました。基準値超の放射性セシウムが検出された検体（以下「基準値超過検体」といいます。）の数は、時間の経過とともに減少する傾向にあります。福島県における令和5（2023）年度の基準値超過検体は、ありませんでした。また、福島県以外においては、海産種では平成26（2014）年9月以降、淡水種では令和3（2021）年度以降、基準値超過検体はありませんでした（図表5-5）。

さらに、令和5（2023）年度に検査を行った水産物の検体は、全て検出限界値^{*1}未満となりました。

*1 分析機器が検知できる最低濃度であり、検体の重量や測定時間によって変化する。厚生労働省のマニュアル等に従い、基準値から十分低い数値になるよう設定。



図表5-5 水産物の放射性物質モニタリング結果（放射性セシウム）



注：令和6（2024）年3月末時点。



水産物の放射性物質調査の結果について（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>

〈国際原子力機関と共同で実施した海洋モニタリングの報告書を公表〉

我が国は、国際原子力機関（IAEA）の支援により、平成26（2014）年度から海洋モニタリングデータの信頼性及び透明性の向上に取り組んでいます^{*1}。令和4（2022）年11月に実施した共同での海洋モニタリングの報告書が令和5（2023）年12月にIAEAから公表され、「海域モニタリング計画に参加している日本の分析機関が引き続き高い正確性と能力を有している。」と評価されました。

また、IAEAでは、令和4（2022）年度から、東電福島第一原発におけるALPS処理水^{*2}の取扱いに関する安全性レビューの一環として、日本の海域における水産物や海水のモニタ

*1 水産物については、平成27（2015）年度から実施

*2 多核種除去設備（ALPS：Advanced Liquid Processing System）等によりトリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たすまで浄化処理した水。

リング結果の信頼性を裏付けるための取組を実施しています。令和4（2022）年11月に採取した試料の分析結果に関する報告書が令和6（2024）年1月にIAEAから公表され、「ALPS処理水に係るトリチウム分析などについて、日本の分析機関の試料採取方法は適切であり、かつ、海洋モニタリングの結果から、参加した日本の分析機関が高い正確性と能力を有している。」と評価されました。

令和5（2023）年度の共同海洋モニタリングでは、IAEA海洋環境研究所に加え、カナダ、中国及び韓国の分析機関が参加し、試料採取から前処理までの状況及び分析手順の確認が行われ、現在各機関で分析が行われているところです。

イ 市場流通する水産物の安全性の確保

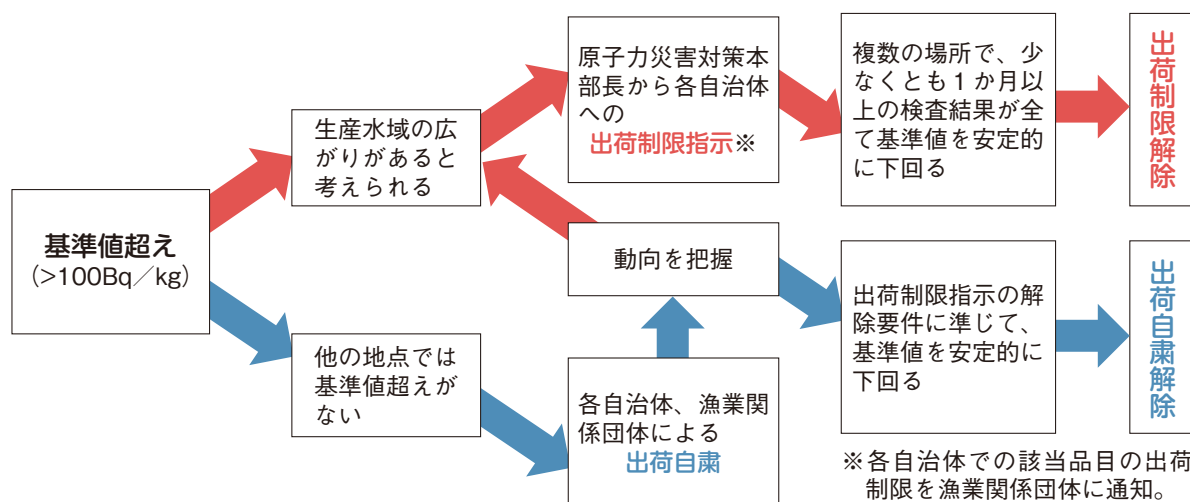
〈出荷制限等の状況〉

放射性物質モニタリングにおいて、基準値を超える放射性セシウムが検出された水産物については、国、関係都道県、漁業関係団体等の連携により流通を防止する措置が講じられているため、市場を流通する水産物の安全性は確保されています（図表5－6）。

その上で、時間の経過による放射性物質濃度の低下により、検査結果が基準値を下回るようになった種については、順次出荷制限の解除が行われ、令和3（2021）年12月には、全ての海産種で出荷制限が解除されました。しかしながら、令和4（2022）年1月、福島県沖のクロソイ1検体で基準値超の放射性セシウムが検出され、同年2月に出荷制限が指示されました。

また、淡水種については、令和6（2024）年3月末時点で、5県（宮城県、福島県、栃木県、群馬県及び千葉県）の河川や湖沼の一部において、合計12種が出荷制限又は地方公共団体による出荷・採捕自粛措置の対象となっています。

図表5－6 出荷制限又は自主規制措置の実施・解除に至る一般的な流れ



ウ 福島県沖での本格操業に向けた取組

〈試験操業から本格操業に向けた移行期間として水揚げの拡大に取り組む〉

福島県沖では、東電福島第一原発の事故の後、沿岸漁業及び底びき網漁業の操業が自粛され、漁業の本格再開に向けた基礎情報を得るため、平成24（2012）年から令和3（2021）年3月末まで、試験操業・販売（以下「試験操業」といいます。）が実施されました。

試験操業の対象魚種は、放射性物質モニタリングの結果等を踏まえ、漁業関係者、研究機



関、行政機関等で構成される福島県地域漁業復興協議会での協議に基づき決定されてきたほか、試験操業の取組で漁獲される魚種及び加工品共に放射性物質の自主検査が行われるなど、市場に流通する福島県産水産物の安全性を確保するための慎重な取組が行われました。

試験操業の対象海域は、東電福島第一原発から半径10km圏内を除く福島県沖全域であり、試験操業への参加漁船数は、当初の6隻から試験操業が終了した令和3（2021）年3月末には延べ2,183隻となりました。水揚量については、令和2（2020）年から更なる水揚量の回復を目指し、相馬地区の沖合底びき網漁業で計画的に水揚量を増加させる取組等を行ってきました。平成24（2012）年に122tだった水揚量は、令和5（2023）年には6,530t（速報値）まで回復しています（図表5-7）。

この試験操業は、生産・流通体制の再構築や放射性物質検査の徹底等、福島県産水産物の安全・安心の確保に向けた県内漁業者をはじめとする関係者の取組の結果、令和3（2021）年3月末で終了し、同年4月からは操業の自主的制限を段階的に緩和し、地区や漁業種類ごとの課題を解決しつつ、震災前の水揚量や流通量へと回復することを目指しています。

福島県産水産物の販路を拡大するため、多くの取組やイベントが実施されています。福島県漁業協同組合連合会では、全国各地でイベントや福島県内で魚料理講習会を開催しています。このような取組を着実にやっていくことにより、福島県の本格的な漁業の再開につながっていくことが期待されます。



水揚げの様子
（写真提供：福島県）

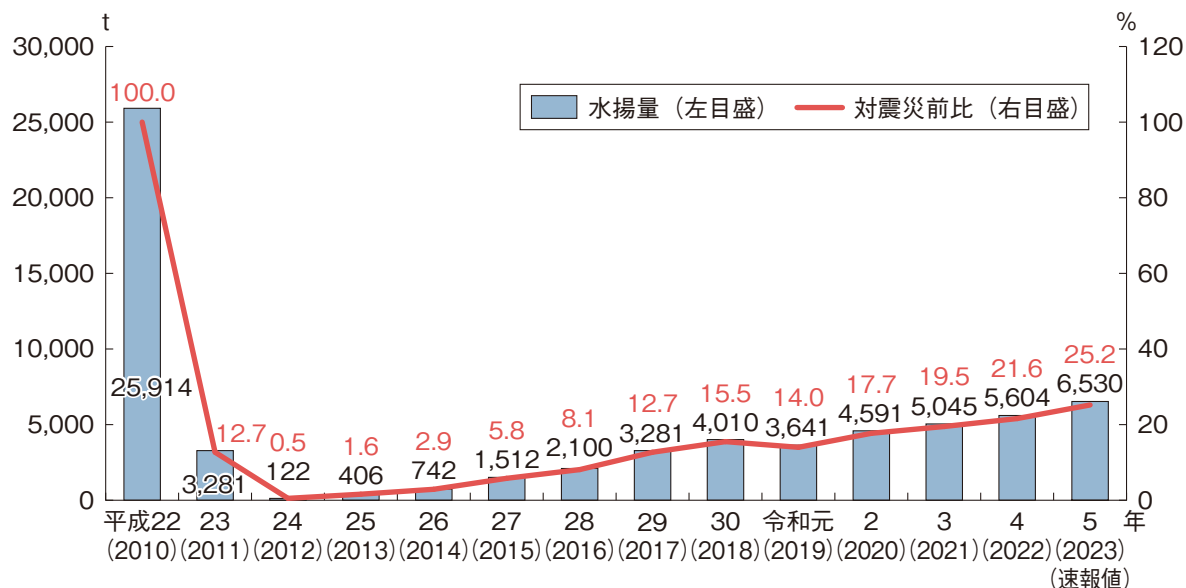


料理教室の様子
（写真提供：福島県漁業協同組合連合会）



イベントの様子
（写真提供：福島県漁業協同組合連合会）

図表5-7 福島県の水揚量（沿岸漁業及び底びき網漁業）



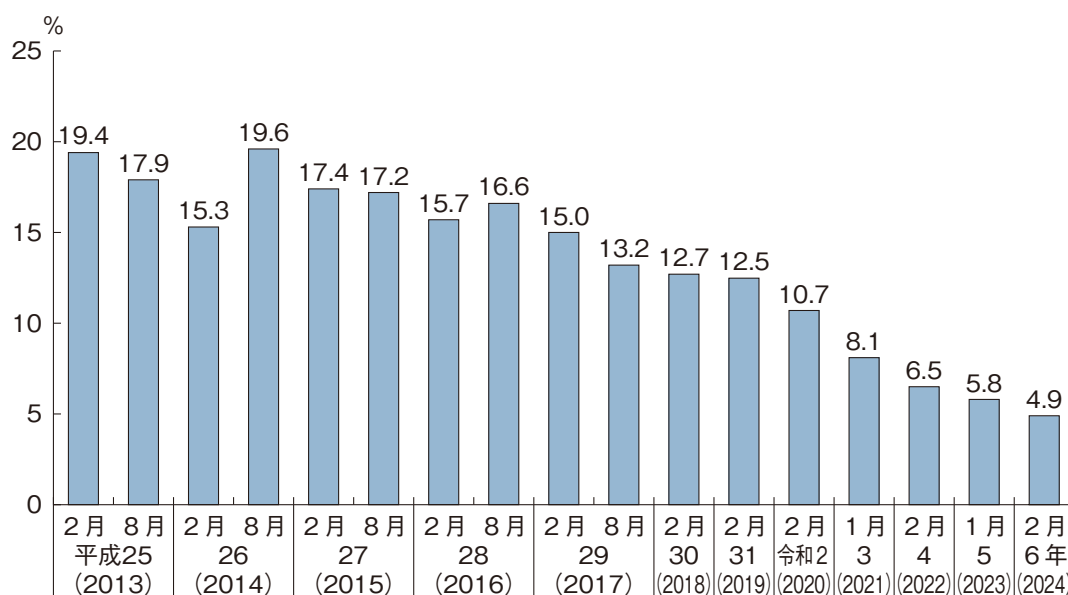
注：平成22（2010）～23（2011）年及び令和3（2021）年4月以降は福島県の港における水揚量。平成24（2012）～令和3（2021）年3月は試験操業の取組による水揚量。

エ 東京電力福島第一原子力発電所事故による風評の払拭

〈最新の放射性物質モニタリングの結果や福島県産水産物の魅力等の情報発信〉

消費者庁が平成25（2013）年2月から実施している「風評に関する消費者意識の実態調査」によれば、「放射性物質を理由に福島県の食品の購入をためらう」と回答した消費者の割合は減少傾向にあり、令和6（2024）年2月の調査では、4.9%とこれまでの調査で最小となりました（図表5－8）。

図表5－8 「放射性物質を理由に福島県の食品の購入をためらう」と回答した消費者の割合



資料：消費者庁「風評に関する消費者意識の実態調査」（複数回答可）

しかしながら、これまでも風評被害が発生してきていることに鑑み、対応していく必要があります。

風評被害を防ぎ、一日も早く復興を目指すため、水産庁は、最新の放射性物質モニタリングの結果や水産物と放射性物質に関するQ & A等をWebサイトで公表し、消費者、流通業者、国内外の報道機関等への説明会を行うなど、正確で分かりやすい情報提供に努めています。

また、被災地県産水産物の販路回復・風評払拭のため、大型量販店において福島県産水産物を「福島鮮魚便」として常設で販売し、専門の販売スタッフが安全・安心とおいしさをPRするとともに、水産物が確実に流通されるよう共同出荷による消費地市場への流通拡大の実証を支援しました。さらに、海外向けに我が国の情報を発信するWebサイトでの福島県を含む被災県産水産物の安全性と魅力をPRする活動等を行いました。これらの取組を通じ、消費者だけでなく、漁業関係者や流通関係者にも正確な情報や福島県産水産物の魅力等の発信を行い、風評の払拭に努めていきます。



東京電力福島第一原子力発電所事故による水産物への影響と対応について（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/saigai/>



〈令和5（2023）年に5か国・地域で輸入規制措置が撤廃〉

東電福島第一原発事故に伴い、55か国・地域において、日本産農林水産物・食品の輸入停止や放射性物質の検査証明書等の要求、検査の強化といった輸入規制措置が講じられました。これらの国・地域に対し、政府一体となってあらゆる機会を捉えて規制の撤廃に向けた粘り強い働き掛けを行ってきた結果、令和5（2023）年度にEU等で輸入規制措置が撤廃される等、規制を維持する国・地域は7にまで減少しました（図表5－9）。

図表5－9 原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要（令和6（2024）年1月時点）

原発事故に伴い諸外国・地域において措置された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を措置した55の国・地域のうち、48の国・地域で輸入規制を撤廃、7の国・地域で輸入規制を継続）。

規制措置の内容／国・地域数※			国・地域名
事故後輸入 規制を措置 55	規制措置を撤廃した国・地域 48		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン
	輸入規制を継続して措置 7	一部又は全ての都道府県を対象に 検査証明書等を要求 2	ロシア、仏領ポリネシア
		一部の都県等を対象に輸入停止 5	中国、香港、マカオ、韓国、台湾

※規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

（3）ALPS処理水の海洋放出をめぐる動き

ALPS処理水の海洋放出をめぐる主な動きは以下のとおりです（図表5－10）。

図表5－10 ALPS処理水の海洋放出をめぐる主な動き

令和3 (2021) 年	4月	「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」の決定
	8月	「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」の決定
	12月	「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」の策定 令和3（2021）年度補正予算成立（基金造成のための300億円の措置）
令和4 (2022) 年	12月	令和4（2022）年度第2次補正予算成立（基金造成のための500億円の措置）
令和5 (2023) 年	8月	ALPS処理水の海洋放出開始
	9月	中国、香港及びマカオが日本産水産物の輸入規制の強化を発表
	10月	「水産業を守る」政策パッケージの公表 ロシアが日本産水産物の輸入規制の強化を発表

ア ALPS処理水の海洋放出前の取組

〈ALPS処理水の処分に関する基本方針等を策定〉

ALPS処理水の取扱いについて、令和2（2020）年2月に「多核種除去設備等処理水の取

扱いに関する小委員会」が報告書を取りまとめたことを踏まえて、政府としてALPS処理水の取扱方針を決定するため、福島県の農林水産関係者をはじめ、幅広い関係者からの意見を伺いながら、議論を積み上げてきました。そして、令和3（2021）年4月に開催した「第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」において、安全性を確保し、政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針」を決定しました。

このことを踏まえ、将来生じ得る風評について、現時点で想定し得ない不測の影響が生じ得ることも考えられることから、必要な対策を検討するための枠組みとして、同年4月に「ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」を開催し、同会議の下に、風評影響を受け得る方々の状況や課題を随時把握していく目的で、経済産業副大臣を座長とする関係省庁によるワーキンググループが新設されました。このワーキンググループは、同年5月から7月まで計6回開催され、地方公共団体・関係団体との意見交換を実施しました。この意見交換を踏まえ、同年8月に開催された同会議において、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」（以下「当面の対策の取りまとめ」といいます。）が決定され、水産関係では、新たにトリチウム（三重水素）を対象とした水産物のモニタリング検査の実施、生産・流通・加工・消費の各段階における徹底した対策等が盛り込まれました。

また、同年12月には、当面の対策の取りまとめに盛り込まれた対策ごとに今後1年間の取組や中長期的な方向性を整理した「ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」（以下「行動計画」といいます。）を策定しました。令和5（2023）年1月には、行動計画が更新・改定され、次世代の担い手となる新規就業者の確保・育成の強化の対象を福島県に加えて近隣県にも拡大する等の取組が追加されたところです。今後も、対策の進捗や地方公共団体・関係団体等の意見も踏まえつつ、随時、対策の追加・見直しを行っていくこととしています。



ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画（経済産業省）：
https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/pdf/alps_2301_2.pdf

〈ALPS処理水の海洋放出に伴う風評被害の抑制等のため300億円及び500億円の基金を措置〉

当面の対策の取りまとめには、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響を最大限抑制しつつ、仮に風評影響が生じた場合にも、水産物の需要減少への対応を機動的・効率的に実施することにより、漁業者の方々が安心して漁業を続けていくことができるよう、基金等により、全国的に弾力的な執行が可能となる仕組みを構築することを盛り込んでおり、ALPS処理水の海洋放出に伴う需要対策として「多核種除去設備等処理水風評影響対策事業」を行うため、経済産業省において令和3（2021）年度補正予算により基金造成のために300億円が措置されました。

また、「ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業」を行うため、経済産業省において令和4（2022）年度第2次補正予算により基金造成のために500億円が措置されました。

〈令和4（2022）年6月からトリチウムを対象とする水産物のモニタリングを実施〉

水産庁は、ALPS処理水の海洋放出に当たり、消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、令和4（2022）年6月から新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング分析を開始しました。ALPS処理水に係るトリチウム等の分析も放射性セシウムの分析と同様の手法により、IAEAとの共同事業の一環として試料採取、分析、比較評価が実施されています。

〈ALPS処理水の海洋放出の決定〉

ALPS処理水の海洋放出に先立ち、令和5（2023）年8月22日、「第6回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」及び「第6回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」の合同会議において行動計画が更新・改定され、科学的根拠のない輸入規制措置等への対策が追加されるとともに、「『東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針』の実行と今後の取組について」が決定され、さらにALPS処理水の具体的な海洋放出時期を同月24日とする見込みが示されました。

（コラム）トリチウムについて

〈トリチウムとは〉

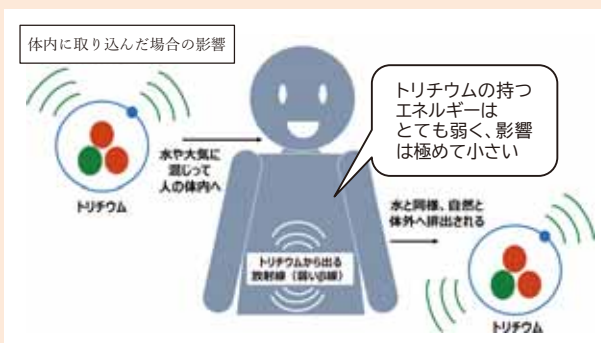
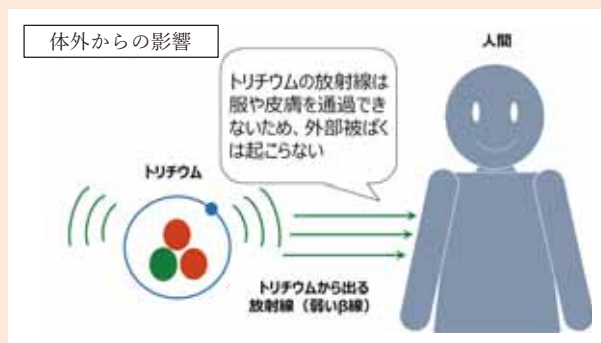
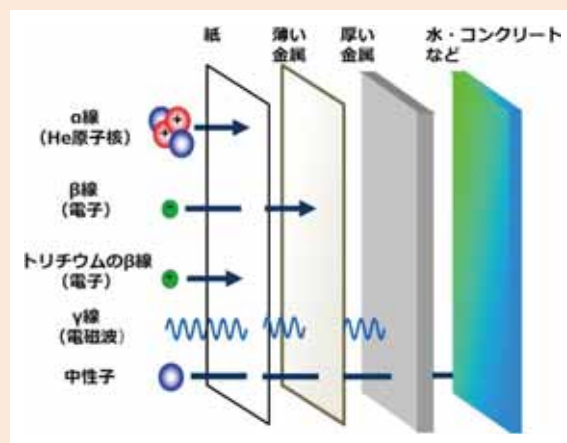
トリチウムは水素の一種で、非常に弱い放射線を放出します。トリチウムは原子力発電所の稼働や核実験で生成されるほか、宇宙線の影響によって自然条件下でも生成されます。酸素とトリチウムが結びついた「トリチウム水」は、地球上のあらゆる水の中に普通に存在し、私たちのからだを構成する水分にも数十Bqのトリチウムが存在しています。

〈人体への影響について〉

放射線には、「 α （アルファ）線」、「 β （ベータ）線」、「 γ （ガンマ）線」、「中性子線」などの種類があります。このうち「トリチウム」が放出する β 線が持つエネルギーは極めて弱く、紙1枚や皮膚で遮られるため、人体への影響は体内に取り込んだ場合に限られます。

水や食物を通じてトリチウムを体内に取り込んだ場合でも、人体や魚介類に与える影響は極めて小さく、濃縮もされず最終的に体外に排出されます。

主な放射線の種類とその透過力



人体にもたらす影響の概要
(資源エネルギー庁Webサイトの図を改変)

〈放出されるALPS処理水の安全性について〉

ALPS処理水は、トリチウム濃度を1 L当たり1500Bq未満になるまで海水で薄めてから放出されます。これは、世界保健機構（WHO）の飲料水水質ガイドラインの約7分の1です。また、トリチウムの年間放出量をできるだけ小さくするように、毎年計画を見直すこととしています。

トリチウムは海外の原子力発電所などでも生成され、海洋や河川などへ放出されています。

ALPS処理水によって放出されるトリチウムの年間総量は、海外の多くの原子力発電所等からの放出量と比べても、非常に低い水準となっています。



トリチウムについて（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/saigai/attach/pdf/index-117.pdf>

イ ALPS処理水の海洋放出とその影響

〈中国等が日本産水産物の輸入を停止〉

令和5（2023）年8月24日のALPS処理水の海洋放出開始を受け、米国は、日本の安全で透明性のある科学に基づいたALPS処理水の海洋放出のプロセスに満足しているとの声明を、EUは、ALPS処理水の海洋放出に対する日本のアプローチが国際的な原子力安全基準及び放射性物質に関する基準の最高水準に合致していると評価したIAEAが令和5（2023）年7月4日に発表した包括的な報告書を歓迎するとの声明を発出しました。

一方、従来の原発事故に伴う輸入規制に加えて、中国及びロシアは全都道府県の水産物を輸入停止としたほか、香港及びマカオは10都県^{*1}の水産物等を輸入停止としました（図表5-11）。

我が国では、政府一丸となって、日中首脳会談等の二国間での会議の場や、ASEAN+3農林水産大臣会合や世界貿易機関（WTO）等の国際的な議論の場において、科学的根拠に基づかない規制の即時撤廃に向けた働きかけを行っています。

図表5-11 ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の実食等の輸入停止の概要（令和6（2024）年1月時点）

ALPS処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置された。

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
海洋放出後 輸入停止を 措置 4	全都道府県 の水産物を 輸入停止	中国、ロシア
	10都県 の水産物等を 輸入停止	香港
	10都県 の生鮮食品等を 輸入停止	マカオ

※この他、タイにおいて日本産水産物に対する輸入時の検査が強化されている。

* 1 福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県。



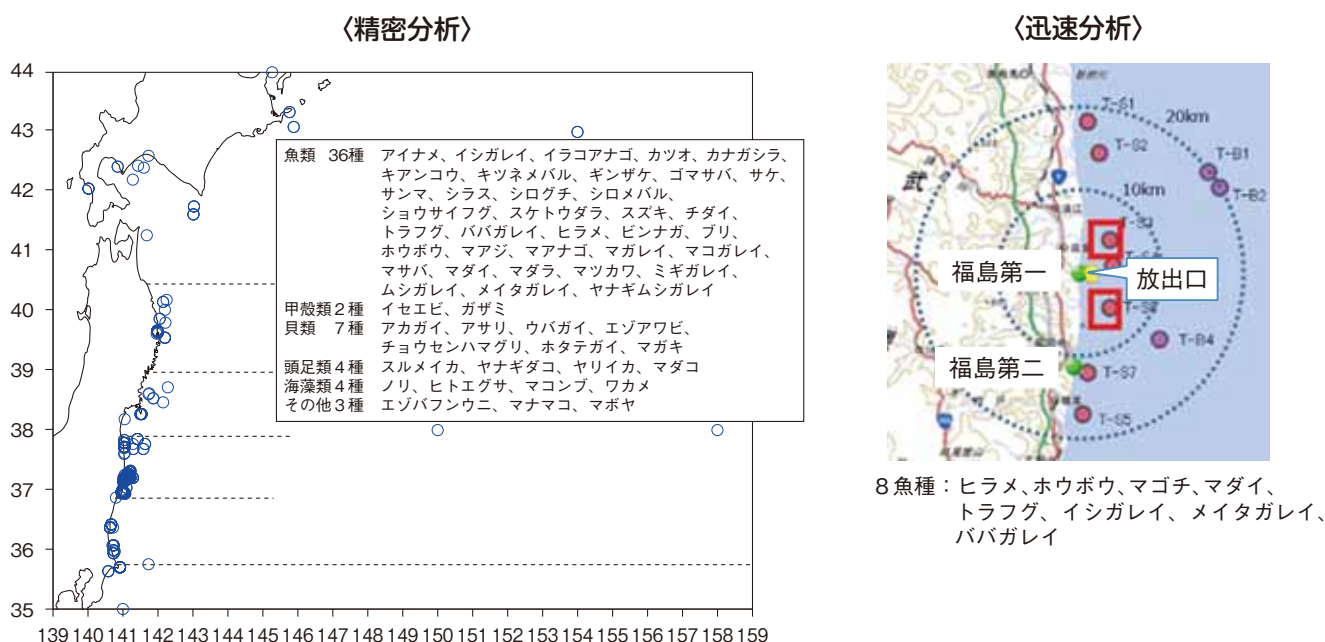
〈トリチウムの迅速分析により分析結果を迅速に公表〉

ALPS処理水の海洋放出に当たり、水産庁は、令和4（2022）年6月から行っているトリチウムを対象とする水産物のモニタリング分析（精密分析）に加え、令和5（2023）年8月から、短時間でトリチウムの分析が行える手法（迅速分析）を導入し、ALPS処理水の放出口の北北東約4km及び放出口の南南東約5kmで採取した魚類について、採取日から翌々日までに分析結果を公表しています（図表5-12）。

精密分析は、令和4（2022）年6月から令和6（2024）年3月末までの間、420検体の水産物の分析を実施し、その分析結果は検出限界値（最大で0.408Bq/kg）未満で、放出前後で変化はありませんでした。

また、迅速分析については、令和5（2023）年8月から令和6（2024）年3月末までの間、174検体の水産物の分析を実施し、その分析結果は検出限界値未満となっており、精密分析と同様に放出前後で変化はなく、海洋放出が問題なく行われていることが裏付けられています。

図表5-12 水産物の放射性物質モニタリングの検体採取地点（トリチウム）



資料：水産庁調べ

注：1）精密分析の検体の採取地は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県。

2）迅速分析の検体の採取地は、ALPS処理水放出口から南北に約5kmの2地点（赤枠）（福島県下組合長会議資料を改変）。

〈中国への水産物輸出が減少〉

令和4（2022）年の我が国の水産物輸出額の割合を国別に見ると、中国が22.5%と最も高く、次いで香港が19.5%となっています。また、マカオは0.5%、ロシアは0.1%であり、ALPS処理水の海洋放出開始に伴い我が国水産物の輸入規制を行った4か国・地域の水産物輸出額総額に占める割合は4割を超えています。

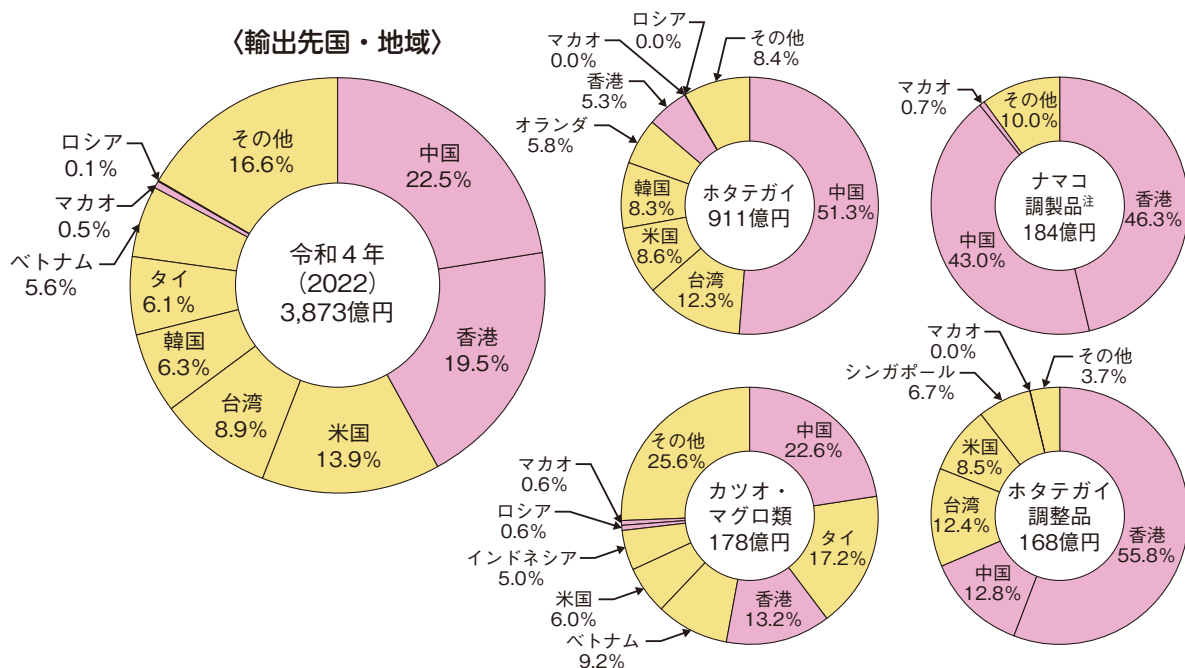
品目別に見ると、ホタテガイ、ナマコ調整品及びホタテガイ調整品においてはこれらの国・地域の占める割合は5割を超え、カツオ・マグロ類においては35%を超えています（図表5-13）。

このような中、令和5（2023）年7月の中国による輸入審査の厳格化を受け、同月から我が国から中国への水産物輸出に際し通関手続の所要日数の大幅な延長が一部発生し、同月の

中国向け水産物の輸出額は対前年同月比で約23%減少しました。

その後、同年8月の中国による輸入規制の強化により、8月以降中国への輸出額が大幅に減少し、令和5（2023）年の中国への水産物輸出額は対前年で約30%減少しました。一方、香港への水産物輸出額は、真珠等の輸出の増加により約35%増加しました（図表5－14）。

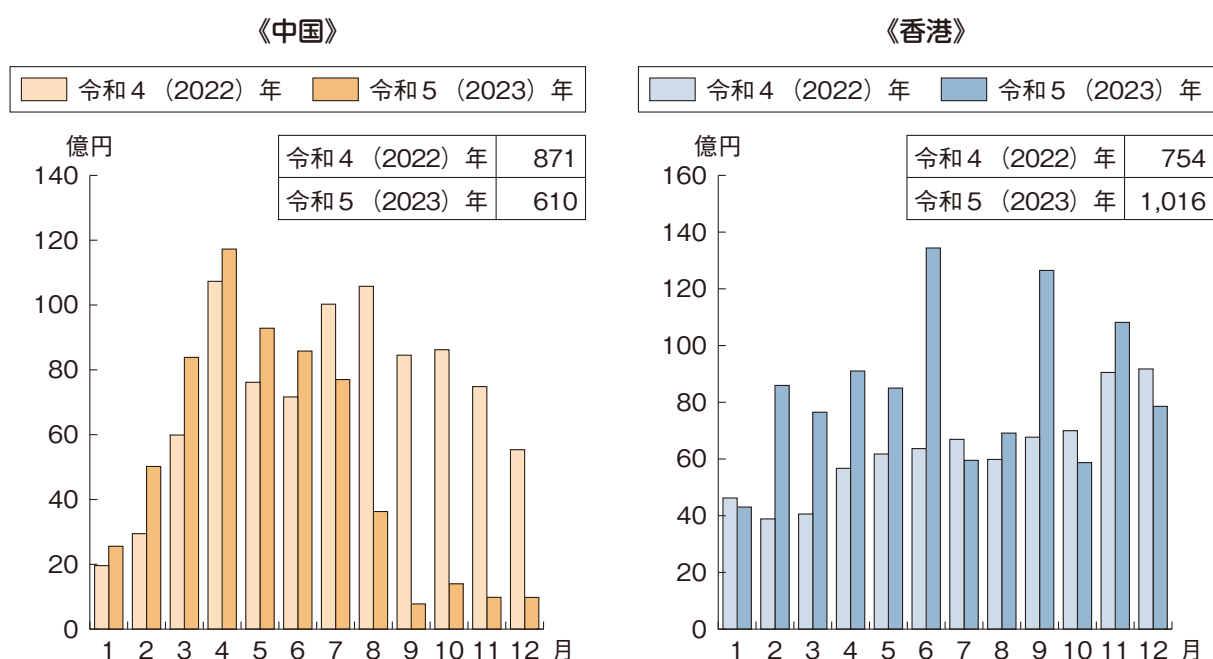
図表5－13 令和4（2022）年の我が国の水産物の輸出先国・地域、主な輸出水産物の輸出先国・地域



資料：財務省「貿易統計」（令和4（2022）年）に基づき水産庁で作成

注：ナマコについては、このほかナマコ（調整品以外）（28億円）が輸出されている。

図表5－14 中国及び香港への水産物の輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成



〈国内における水産物等の動向〉

ALPS処理水の海洋放出以降、東京都中央卸売市場等の大規模消費地市場では国内の水産物価格は全体の傾向として大幅な下落は見受けられていません。一方、中国への輸出に依存していた一部の魚介類については、産地では価格の下落が見られており、特に中国での殻剥き加工等用に輸出していた北海道のホタテガイについては、加工業者等の在庫が滞留し、一部の産地で価格の下落が継続しているとの声もあります。このように、国内における全体的な風評影響は見受けられないものの、中国等の輸入規制による影響が見られています。

こうした状況の中、引き続き、影響を受ける水産物について、一層の消費拡大や輸出先の転換・多角化が必要となっています。

ウ 「水産業を守る」政策パッケージの実施等

〈「水産業を守る」政策パッケージの策定〉

令和5（2023）年9月4日、政府は、ALPS処理水の海洋放出開始以降の中国等の輸入規制強化を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期するため、既に措置された300億円及び500億円の基金による支援、東京電力による賠償等に加え、特定の国・地域への依存を分散するための207億円の緊急支援事業を創設し、1）国内消費拡大・生産持続対策、2）風評影響に対する内外での対応、3）輸出先の転換対策、4）国内加工体制の強化対策及び5）迅速かつ丁寧な賠償の5本柱からなる「水産業を守る」政策パッケージを示しました（図表5-15）。

また、令和5（2023）年11月には、補正予算により輸出拡大に必要なHACCP^{*1}等対応の施設・機器整備、加工原材料の買取・一時保管、「地域の加工拠点」施設等を整備する事業等の支援が措置されました。

*1 Hazard Analysis and Critical Control Point：危害要因分析・重要管理点。原材料の受入れから最終製品に至るまでの工程ごとに、微生物による汚染や金属の混入等の食品の製造工程で発生するおそれのある危害要因をあらかじめ分析（HA）し、危害の防止につながる特に重要な工程を重要管理点（CCP）として継続的に監視・記録する工程管理システム。国際連合食糧農業機関（FAO）とWHOの合同機関である食品規格（コーデックス）委員会がガイドラインを策定して各国にその採用を推奨している。

図表5-15 「水産業を守る」政策パッケージの概要

「水産業を守る」政策パッケージ 総額1007億円【300億円基金、500億円基金、予備費207億円】	
令和5年9月4日 農林水産省、経済産業省、 環境省、外務省	
●ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意した800億円の基金による支援や東電による賠償に加え、特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業を創設（3、4①②）する。 ●具体的に、以下の5本柱の政策パッケージを策定し、早急に実行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期す。	
1. 国内消費拡大・生産持続対策 ①国内消費拡大に向けた国民運動の展開（ふるさと納税の活用等） ②産地段階における一時買取・保管や漁業者団体・加工/流通業者等による販路拡大等への支援（300億円基金の活用） ③国内生産持続対策（相談窓口の設置、漁業者・加工/流通業者等への資金繰り支援、出荷できない養殖水産物の出荷調整への支援、新たな魚種開拓等支援、燃油コスト削減取組支援）（300億円基金、500億円基金の活用等）等	2. 風評影響に対する内外での対応 ①一部の国・地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃の働きかけ ②国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い情報発信、誤情報・偽情報への対応強化 ③販売促進・消費拡大に向けた働きかけやイベント実施、観光需要創出、小売業界の取引継続に向けた環境整備等
3. 輸出先の転換対策 ①輸出減が顕著な品目（ほたて等）の一時買取・保管支援や海外も含めた新規の販路開拓を支援【予備費】 ②ビジネスマッチングや、飲食店フェアによる海外市場開拓、ブランディング支援【予備費】等	4. 国内加工体制の強化対策 ①既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援【予備費】 ②国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の導入等の支援【予備費】 ③輸出先国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続を支援（既存予算の活用）
5. 迅速かつ丁寧な賠償 一部の国・地域の措置を受け輸出に係る被害が生じた国内事業者には、東京電力が丁寧に賠償を実行 （注）今回の予備費による措置は、単年度事業として対応。	

〈国内消費拡大に向けた取組〉

中国等の輸入規制措置により影響を受ける水産物の国内の消費拡大に向けた対策として、学校給食・子ども食堂等への水産物の提供や、創意工夫による多様な販路拡大の取組への支援を行っています。また、補正予算においては、特に影響の大きいホタテガイやナマコについて、当該支援を積み増して支援しています。

また、消費者に向けた多様な媒体・方法によるALPS処理水に関する広報活動の実施や、公正な取引が行われるよう、流通事業者等に対する説明会等の実施への支援を行っており、例えば量販店等において、三陸・常磐産の水産物の魅力や安全性について発信するイベント等が行われました。農林水産省においても、SNS^{*1}等を活用した消費拡大に向けた発信を行っており、例えば農林水産省公式X（旧Twitter）による「#食べるゼニッポン」の投稿は令和6（2024）年3月末時点で3,022万回以上の閲覧がありました。

くわえて、輸入停止等により影響を受ける産地水産物を返礼品とするふるさと納税への寄付の増加が見られていることや、駐日米国大使が在日駐留米軍向けに日本産水産物を購入する意向を明らかにするなど、輸入停止等により影響を受ける産地を応援する取組が見られています。また、北海道森町^{もりまち}等の産地自治体が、全国の小中学校に対し影響を受けた北海道産

* 1 Social Networking Service：登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。



のホタテガイを学校給食の食材として無償提供する取組を行うなど、各地で消費拡大の取組が行われています。

〈国内生産持続に向けた取組〉

輸入規制措置等により影響を受ける水産物の需要減少への対応として、漁業者団体等が行う販路拡大等の取組や水産物の一時的買取り・保管への支援を行うとともに、出荷が困難となった養殖水産物を養殖場に留め置くために追加的に必要な飼餌料費等の支援も措置しています。

また、ALPS処理水海洋放出の影響のある漁業者に対し、売上高向上や基本コスト削減により持続可能な漁業継続を実現するため、当該漁業者が創意工夫を凝らして取り組む新たな魚種・漁場の開拓等に係る漁具等の必要経費、燃油コスト削減や魚箱等コストの削減に向けた取組、省エネルギー性能に優れた機器の導入に要する費用に対して支援を行っています。

さらに、水産関係事業者への資金繰り支援として、株式会社日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金等について、対象要件の緩和や特別相談窓口の設置等を行うとともに、漁業信用基金協会の保証付き融資について、実質無担保・無保証人化措置を講じました。

〈輸出先転換に向けた取組〉

中国等の輸入規制措置を踏まえ、安定的な輸出を継続できるサプライチェーンを構築することが必要です。このため、輸入規制措置等により影響を受ける水産物の輸出先の転換に向けた対策として、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）においては、令和5（2023）年8月に特別相談窓口を設置し、輸入規制等に影響を受けた企業からの相談に対応しているほか、同年9月に「水産品等食品輸出支援にかかる緊急対策本部」を設置し、「水産業を守る」政策パッケージに基づき、海外見本市への出展やバイヤー招へい等による商談機会の組成、また、日本食品海外プロモーションセンターでは、海外の要人が参加する国際会議等での水産物のプロモーションイベント、海外の飲食・小売店等と連携した水産物フェア等に取り組んでいます。

また、中国へ冷凍両貝で輸出されたホタテガイの一部は、中国でむき身加工された後に米国向けに輸出されていることから、農林水産省は、JETRO等と連携しベトナム、メキシコ等で殻剥き加工を行い米国等へ輸出するルートの構築等を進めて、輸出先の多角化に取り組んでいます。

〈国内加工体制の強化に向けた取組〉

中国等による輸入規制強化を踏まえ、特定国・地域依存を分散し、国内外の販路拡大を行うため、例えば中国に殻剥き依存していたホタテガイについては、輸出先のニーズに合わせ、国内で殻を剥くことが重要です。このため、予備費において、加工作業員確保のための人件費の支援や加工能力強化に係る機器導入への支援に加え、補正予算においても、広く地域のホタテガイ加工に貢献し、欧米等海外への輸出拠点となる「地域の加工拠点」の整備費用を支援しています。

また、EUや米国等へ水産物を輸出するためには、水産加工施設等が輸出先国・地域から求められているHACCPの実施、施設基準の適合が必要であることから、HACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続きを支援しています。

（４）令和6年能登半島地震*¹からの復旧・復興

〈地震・津波による被害の状況〉

令和6（2024）年1月1日午後4時10分、石川県能登地方（輪島市の東北東30km付近）の深さ16kmを震源として、マグニチュード7.6（暫定値）の地震（以下「本地震」といいます。）が発生しました。本地震により、石川県輪島市や志賀町で最大震度7を観測したほか、能登地方の広い範囲で、震度6強や6弱の揺れを観測し、様々な被害が発生しました。この揺れの前後にも、規模の大きな地震が発生し、強い揺れが長く続きました。本地震は、逆断層型で、地殻内で発生した地震でした。

本地震により、津波も引き起こされました。この津波は、震源に近い石川県を中心に、富山県、新潟県、福井県をはじめとした北海道から九州地方にかけての日本海沿岸で観測されました。現地調査での推定によると、石川県能登町や珠洲市の^{のとうちょうすず}で4m以上の津波の浸水高が、新潟県上越市で5m以上の遡上高*²が見られました。また、本地震により、地盤隆起も、能登半島の外浦地域の海岸等において生じました。国土地理院による測地観測データの解析によれば、最大4m程度の地盤隆起が報告されており、漁港内の海底でも隆起が見られ、漁港の利用や漁業の操業に支障が生じているところです。

本地震による死者は244人を超え（令和6（2024）年3月29日時点。災害関連死を含む。）、多くの人命が失われました。建造物の被害は、全壊約9千戸、半壊約1万9千戸、一部損壊約8万4千戸（同月26日時点）となっており、多くの方々が家や家財道具を失いました。いまだに約8千人の被災者が避難生活を余儀なくされています（同月29日時点）。また、石川県では、最大で約4万戸が停電し、電力、水道、ガス等のインフラに多大な被害がありました。電力、ガスについては、ほぼ復旧しましたが、水道については、最大で約5万6千戸が断水し、石川県輪島市、珠洲市、能登町などで、約8千戸について、給水が再開されていません（同月29日時点）。



現地調査で約4mの隆起を確認
(^{かいそ}鹿磯漁港 画像提供：国土地理院)



地盤が隆起し、磯に乗り上げた船
(鹿磯漁港)

* 1 気象庁が定めた名称で、令和6（2024）年1月1日に石川県能登地方で発生したM7.6の地震及び令和2（2020）年12月以降の一連の地震活動のことを指す。

* 2 津波が海岸に到達後、陸地をはい上がり、最も高くなった地点の高さを、平常潮位面から計測した高さ。



本地震の震源に近い石川県は、遠浅の砂浜が広がる加賀^{かが}海域、岩礁域が広がる能登外浦^{うちうら}海域、急深な能登内浦^{うちうら}海域、一年を通じて平穏な七尾湾など変化に富んだ海岸線を有し、各海域でそれぞれの環境に応じた多種多様な漁業が営まれています。加賀海域には、ズワイガニ、ホッコクアカエビ（アマエビ）、カレイ類などが生息する砂泥域が広がり、底びき網漁業が発達しています。能登外浦海域は、岩礁や離島が点在する複雑な海底地形が特徴であり、底びき網漁業、刺網漁業、釣り漁業、定置漁業、まき網漁業、海女漁など、多種多様な漁法が発達しています。能登内浦海域は、急深であり、ブリなどの回遊魚が岸近くまで来遊するため、定置漁業が発達しているほか、小木港は、沖合でのいか釣り漁業の基地となっています。七尾湾は、波静かで、小河川が多く流れ込み、栄養塩類が豊富なため、カキやトリガイの垂下式養殖業が行われているほか、内湾に生息するナマコなどを漁獲する底びき網漁業も発達しています。石川県では、底びき網漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、定置漁業が、基幹となる漁業であり、令和4（2022）年には、この四つの漁法で、県全体の生産量の75%^{*1}を占めています。このほか、小規模な個人経営体が主体である刺網漁業、釣り漁業、海女漁などが営まれており、これらの漁法は、平成30（2018）年の経営体数としては、県内の全経営体数の61%^{*2}を占めています。

富山県では、海岸線がゆるやかな弓状をなし、総延長約100kmに及んでいます。富山湾は急峻で、最深部は1,100～1,200mとされ、沿岸部には海底谷が複雑に発達しています。沿岸では、古くから定置漁業が盛んで、ブリ、マイワシ、アジ、ホタルイカなどの浮魚類が主な漁獲対象となっているほか、シロエビやアマエビを漁獲対象とする小型底びき網漁業、ヒラメ等の底魚類を漁獲対象とする刺網漁業が行われています。令和4（2022）年には、この三つの漁法で、県全体の生産量の75%^{*3}を占めています。このほか、沿岸部ではワカメ等の養殖業が行われています。また、沖合では、ベニズワイガニやバイ類を漁獲対象とするかごなわ漁業が富山湾近辺で行われています。

新潟県は佐渡島と粟島^{あわしま}の2島を有し、海岸線は、総延長630kmに及んでいます。中越及び下越^{かえつ}地区では広い大陸棚を有し、上越^{じょうえつ}地区は、沿岸から急峻となる異なった地形となっています。佐渡地区は、岩礁域の海岸線が長く、沖合には、天然礁が点在し、複雑な漁場が形成されています。県内では、漁船漁業中心であり、定置、小型底びき網、刺網、かご漁業の割合が大きくなっています。

本地震の発生により、水産業関係では、漁船、漁具、漁港施設（岸壁、護岸等）、荷さばき所、給油施設、製氷・貯氷施設、冷凍庫・冷蔵庫、漁具倉庫、水産加工場、カキ、トリガイ等の養殖施設、サケふ化場、造船所など、水産業を支えるあらゆる生産基盤に甚大な被害がもたらされました。本地震による地盤隆起により、漁港内の海底が露出したり、泊地等の水深が浅くなることで、漁船が出港できなくなる、岸壁に接岸しての陸揚作業が難しくなる、津波により、大量のがれきや泥が漁港内や港につながる航路、漁場等に堆積する、漁船が漁港内外に打ち上げられるといった被害も生じています。海上保安庁の調査では、富山湾の海底において、谷の斜面が本地震により崩壊していることが明らかになり、津波の発生源である可能性が指摘されています。本斜面の崩壊により、漁場が荒廃し、漁業への影響が生じる

*1 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

*2 農林水産省「2018年漁業センサス」。経営体における販売金額1位の漁業種類が、刺網漁業、釣り漁業、潜水器漁業及び採貝・採藻漁業の割合。

*3 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

ことが懸念されているところです。

さらに、漁港の後背地の漁村集落においても、本地震により、多数の漁業者の住居が損壊しました。被害が甚大だった能登地域は、三方を海に囲まれる半島であり、山がちで道路網の整備が難しく、また、幹線交通体系から離れているなどの交通アクセスの面で不利な条件を抱えていました。このため、陸路でのアクセスが困難な被災地が多数あったことから、本地震の発生を受け、一部地域では、道路、水道、電気等の復旧に時間を要し、生活再建の動きを始められない状況や外部からのアクセスが途絶する孤立集落が発生する状況が見られました。このような状況の下、水産関係の被害状況の全容把握には、時間を要しています（図表5-16）。



津波により転覆したいか釣り漁船
(鹿磯漁港)



地震による物揚場の沈下と割れ
(石崎漁港)



地震により岸壁が損傷し、
津波により漁船が乗り上げた様子
(鵜飼漁港)



津波により漁船が岸壁に乗り上げた様子
(松波漁港)



図表5-16 令和6年能登半島地震による水産関係の被害状況

この表は、地震発生後から令和6（2024）年3月29日までに都道府県から報告を受けた被害状況を取りまとめたものであり、調査中のものや推定値を多く含む暫定的なものです。

主な被害	被害数	主な被害地域
漁船	291隻以上	石川県（調査途上であり、今後大幅に増加することが見込まれる）、富山県、新潟県
漁港施設	73漁港	
卸売市場、加工施設等 共同利用施設	96施設以上	
養殖施設	8件以上	
漁具	90件以上	

石川県	・265隻以上の漁船が被害。 ・60漁港が被害。 ・石川県漁協の27か所で、断水や浸水が起これるとともに、冷凍冷蔵施設、倉庫、選別機の損壊等の被害。 ・七尾市公設地方卸売市場では、断水、地盤陥没等の被害。金沢市中央卸売市場では、卸売場や低温貯蔵庫の天井材が一部落下する被害。 ・カキ及びトリガイの養殖施設が被害。
富山県	・8隻の漁船が被害。 ・10漁港が被害。 ・給油施設の建屋及び燃油タンクの傾き、製氷貯氷庫の損傷、種苗生産施設の損傷等の被害。 ・とやま市漁業協同組合四方地方卸売市場では、場内で段差が生じ、新湊漁業協同組合地方卸売市場では、断水の被害。 ・定置網45ヶ統で、破損、流出等。かご縄や刺網の流出（38件）の被害。
新潟県	・17隻の漁船が被害。 ・3漁港が被害。 ・荷さばき所の液状化、漁船巻き上げ機の浸水、加工場のシャッター破損等の被害。 ・刺網やばい簗の流出・損傷、定置網のアンカーロープの切断、陸上で保管していた漁網の流出の被害。
福井県	・1隻の漁船が被害。

資料：石川県、富山県、新潟県、福井県からの報告に基づき、水産庁で作成

〈政府及び農林水産省の対応〉

政府においては、本地震の発生を受けて、令和6（2024）年1月1日、内閣府特命担当大臣（防災担当）を本部長とする「特定災害対策本部」が設置され、その後、同日、内閣総理大臣を本部長とする「非常災害対策本部」に移行されました。また、非常災害現地対策本部を設置し、各府省から多数の職員が、地方公共団体の復旧、復興の取組を支援するために派遣されました。さらに、本地震を対象とし、同月11日に「特定非常災害」及び「激甚災害」、19日に「非常災害」の指定が行われるとともに、25日に「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」を政府として取りまとめ、被災地支援を行っていくこととしています（図表5-17）。

また、政府では、本地震からの復旧・復興を、関係府省の連携の下、政府一体となって迅速かつ強力に進めるため、同月31日に、閣僚全員を構成員とする「令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部」を設置しました。同本部を司令塔として、被災地方公共団体と緊密に連

携し、被災者の方々の帰還と被災地の再生まで責任を持って取り組むこととしています。農林水産省としても、漁港、農地、林地等の早期復旧や事業再開に向けた支援など、被災した農林漁業者の一日でも早い生業再建に向け、全力で取り組んでいくこととしています。

図表5-17 被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ

水産関係に対する支援

- ・地域の将来ビジョンを踏まえた復旧方針検討、**水産基盤の被害実態の緊急調査等の被害状況調査**を早期に行い、災害復旧事業等による漁港、海岸等の**早期復旧**を支援（激甚指定による国庫補助率嵩上げ：漁港等の公共土木施設70%→83%※）、（査定前着工制度の活用、机上査定限度額引上げによる査定効率化）
※過去5か年の実績の平均
- ・災害復旧と連携した里海資源を活かした海業振興等の**漁港機能強化対策等**を実施（国庫補助率1/2等）
- ・漁業者等による**漁場の復旧の取組**を支援（定額）
- ・漁船・漁具、養殖施設の復旧に向けた取組や、荷さばき施設、冷凍冷蔵施設等の**水産業共同利用施設の復旧**、加工原料の確保に向けた取組等を支援（国庫補助率1/2等）
- ・被災漁業者等の漁業の再開までの間、他の漁船や他地域の漁業者等が被災漁業者等を一時的に雇用して行う**研修を支援**（最大18.8万円/月、2年間）、被災漁業者等への**金融支援**（貸付当初5年間の実質無利子化、農林漁業セーフティネット資金等の貸付限度額の引上げ 等）



漁港の被害（海底地盤隆起）、漁船の座礁

農林水産省においても、同月1日、農林水産大臣を本部長とする「農林水産省緊急自然災害対策本部」を設置しました。水産庁においても、同本部からの情報等を踏まえ、随時、庁内関係者による打合せを開催するなどにより、情報共有を図り、水産関係の被害状況を把握し、復旧・復興のための地域ニーズへの対応を迅速に図ってきています。



上空から蛸島漁港の被害状況を確認する
坂本農林水産大臣



輪島港の被害状況について説明を受ける
坂本農林水産大臣

水産庁では、同月6日から14日にかけて、水産関係団体等から無償で提供を受けた支援物資（飲料水、缶詰、カイロ等）及び北陸農政局から提供された備蓄食料（アルファ化米等）を積み込んだ水産庁の漁業取締船「はやと」（499トン）、「おおくに」（1,282トン）、「白萩しらはぎ」



まる「丸」(916トン)、「白嶺丸」(913トン)が、石川県珠洲市の蛸島漁港へ支援物資を輸送（石川県や石川県漁協と調整の上、地元の漁業者と連携）しました。「はやと」は、蛸島漁港及び同市の狼煙漁港の被災状況の調査も行いました。同月31日から2月7日には、石川県の要請を受け、水産庁は、国立研究開発法人水産研究・教育機構に緊急調査を依頼し、同機構は漁業調査船「北光丸」(902トン)を能登半島及び舢倉島周辺に派遣して、ドローンによる漁港・漁場の調査並びに海洋環境及び魚礁の緊急調査を実施しました。

金融関係においても、水産庁は、関係金融機関等に、本地震による被害を受けた漁業者等に対する資金の円滑な融通や既住債務の償還猶予等が適切に講じられるよう要請しました。また、漁業共済団体及び漁船保険団体に対しても、被害の早期把握、迅速な損害評価の実施及び共済金・保険金の早期支払を依頼しました。これを受け、漁業共済団体及び漁船保険団体は、被災漁業者の現地調査を行い、被害を早期に把握し、迅速に損害を評価し、共済金・保険金の早期支払の実施に努めているところです。

さらに、水産庁は、MAFF-SAT^{*1}として、職員を現地に派遣し（123人日。同年3月末時点。）、水産関係被害の把握、技術支援等を行いました。また、22都道府県^{*2}から、職員を派遣いただき（781人日。同年3月末時点。水産庁調べ。）、水産庁からの派遣職員と連携し、被災地の漁港施設の被災状況の把握調査、災害査定などを支援しました。



水産庁の漁業取締船「おおくに」への
支援物資の積み込みの様子



漁船保険団体の現地調査の様様

〈水産関係団体の被災地支援の取組〉

全国の水産関係団体も迅速に被災地支援に取り組みました。JF全漁連と一般社団法人大日本水産会は、地震発生直後に対策本部を設置し、被害状況の把握や現地への支援の取組を開始しました。

JF全漁連では、被災地に向けて、水産庁の漁業取締船を通じて、支援物資の提供を行ったほか、会員中心に支援募金を呼びかけるなどの取組を行いました。一般社団法人大日本水産会も、同様に、支援物資の提供や会員などからの義援金の募集を行いました。同会は、令和6（2024）年2月21日及び22日に開催された第21回シーフードショー大阪において、「能

^{*1} 農林水産省・サポート・アドバイス・チームの略称で、災害発生時に、農林水産省から被災した地方公共団体に職員を派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援。

^{*2} 北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県及び鹿児島県。

登半島地震支援ブース」を設け、石川県の水産業に係る被害状況や操業再開についての情報提供などを行いました。

また、一般社団法人水産土木建設技術センターは、職員を派遣し、水産庁からの派遣職員と連携し、被災地の漁港施設の被災状況の把握調査を支援しました。一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所は、被災地の漁港及び漁業集落排水施設の被災状況調査を行いました。公益社団法人全国漁港漁場協会も、漁港の災害復旧のため、同協会のボランティア派遣制度を活用して、石川県に漁港の災害復旧支援のためボランティアを派遣しました。

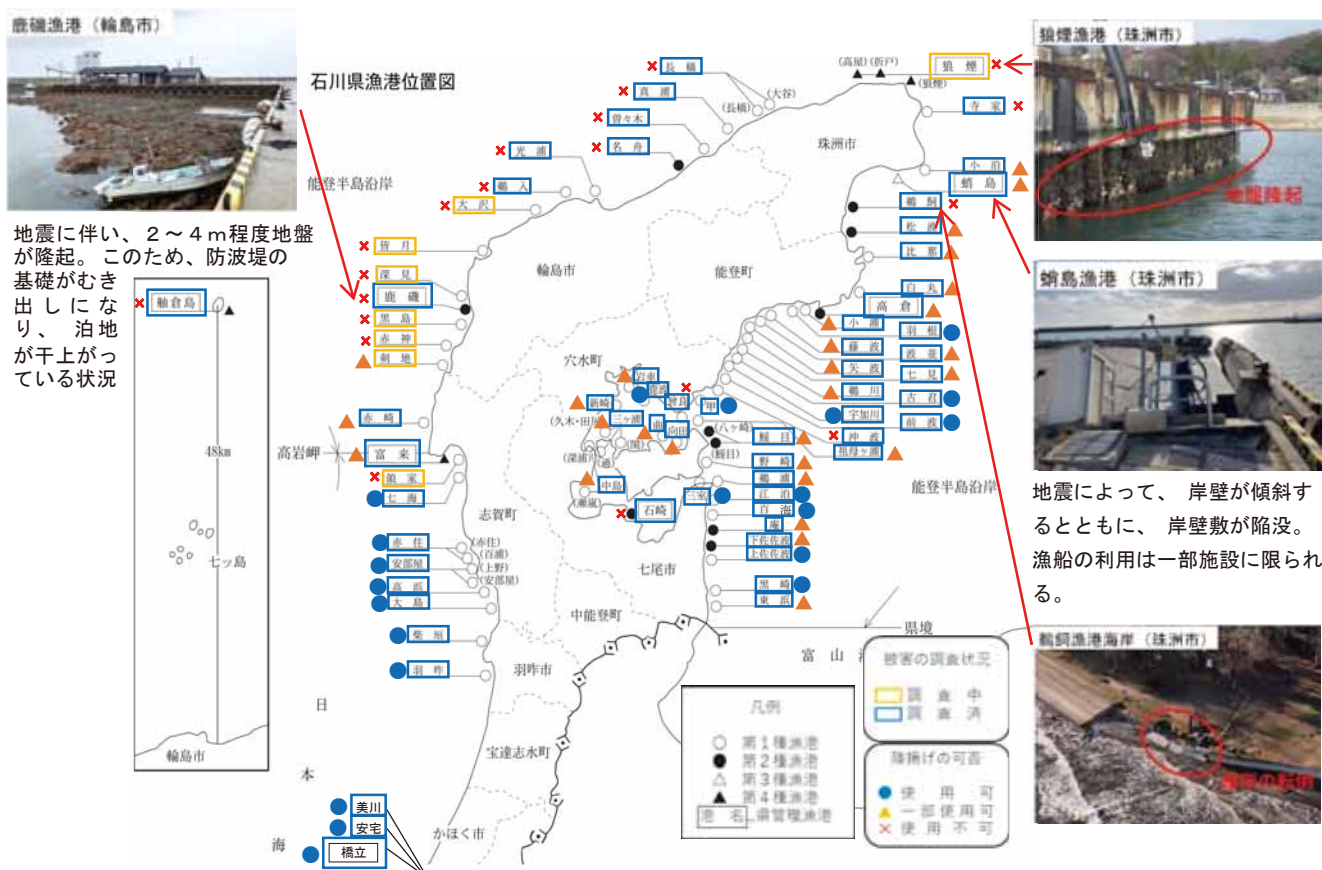
〈漁港の復旧事業への着手及び被災地域の水産業の再開状況〉

本地震では、主に石川県の漁港で、地盤隆起や津波により、甚大な被害が生じました。水産庁では、被災した漁港、海岸等の被害実態の緊急調査を実施するとともに、災害復旧事業等による早期復旧を支援しています（図表5-18）。また、今回の被災状況の甚大さ及び複雑さに鑑み、大規模災害からの復興に関する法律^{*1}に基づき、国の代行による漁港及び漁港海岸の復旧工事を実施することとしました。具体的には、石川県管理の狼煙漁港及び珠洲市管理の鵜飼漁港海岸について、石川県知事及び珠洲市長からの要請を受け、水産庁が代行工事を実施することとしています。さらに、地震で被災した輪島港等において、水産庁及び国土交通省は、石川県と連携して、座礁や損傷によって身動きが取れない漁船の移動に向けた対応を行っています。国土交通省は、漁船の航行に必要な水深を確保するため、漁船だまりの啓開作業及び港湾内の浚渫^{しゅんせつ}作業を実施するとともに、水産庁は、サルベージ船による漁船の移動に対する支援を行うこととしています。

* 1 平成25年法律第55号



図表5-18 能登半島の漁港の被災調査状況



被災した輪島港の全景



地盤隆起により出航できなくなった漁船

石川県や富山県内の漁業については、地震により操業が休止した地域が多数ありました。被災者の生活も完全に平常に復帰したとはいえず、漁業関係施設が損傷している中、岸壁、物揚場などの漁港設備の応急復旧工事を進め、断水したり、燃油タンクが損傷している状況下、操業に必要な氷や燃油を、金沢市、七尾市などから輸送するといった対応を進め、一部では順次操業の再開が見られるようになりました。能登半島の外浦地域においては、志賀町の富来漁港で、令和6（2024）年1月中旬から月末にかけて、定置漁業、底びき網漁業などが再開しました。内浦地域の七尾市や能登島周辺でも、1月上旬に定置漁業が、1月中旬から一部のかき養殖事業者の出荷が、3月24日から底びき網漁業が再開しました。特に被害が大きかった珠洲市においても、蛸島漁港で、1月下旬に定置漁業が、3月下旬には底びき網

漁業が再開しました。

さらに、卸売市場についても、七尾市公設地方卸売市場が、地震による断水、敷地内の一部での陥没等により、1月中の営業（競り）停止となりましたが、2月1日から、営業を再開しました。

水産加工業においても、多数の事業者が被災しましたが、徐々に製造を再開しているところも見られます。



七尾市公設地方卸売市場の構内の被災状況

〈被災地域の水産業の復旧・復興に向けて〉

被災地域の水産業の早期の復興を図ることは、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する豊かな水産物の供給を確保する上でも、極めて重要な課題です。

被災した水産関係者の方々が、困難を乗り越え、将来への希望と展望をもって水産業を再開できるよう、政府としても、漁業・加工流通業の再建や、漁港、漁場、漁船、養殖施設、さらには、漁村全体の復旧・復興に取り組むこととしています。

漁業・漁村の復旧・復興に際しては、生業の場としての漁場と漁港は、生活の場としての漁村集落と一体性があるため、生業と生活のあり方をまとめて考えていく必要があります。こうしたあり方を踏まえると、漁業やそれを支える漁村集落の将来像を描いていくためには、漁場や漁港、製氷施設等の共同利用施設など漁業に必要となる施設と、漁村集落のインフラをどうしていくのかについては、漁業者、漁協などの漁業関係者だけでなく、漁村集落に居住する地域住民も含めた関係者全体で議論していくことが必要となります。

令和6（2024）年2月22日には、内閣府と内閣官房が、「復興まちづくりに当たっての参考資料」を作成し、被災した地方公共団体に、情報提供を行い、関係府省が連携の上、被災した地方公共団体の復興まちづくりを継続的に支援することとしています。農林水産省としても、被災した地方公共団体が、これを参考にして地域の実情に応じた創意工夫が施された復興まちづくりを進められるよう、地域の計画の策定、事業の実施について、丁寧に相談に応じていくこととしています。また、被災地域の漁業関係者をはじめとした地域住民の方々が、各地域で、議論して描いた姿を実現するための支援を、各地域の実情を見据えつつ、行っていくこととしています。

当面の復旧対策として、令和5（2023）年度の子備費により、漁港の災害復旧等、災害復旧と連携した漁港機能回復・強化対策、漁船、市場、加工施設、関連施設等の回復（被災した漁船・定置網等の漁具の復旧のため、漁協等が行う漁船・定置網等の漁具の導入、被害を受けた養殖施設の復旧支援等）、漁業活動再開・継続への支援（被災した漁場の機能や生産

力の再生・回復を図るため、漁業者等が行う漁場の状況を把握するための調査、漂流・堆積物の除去、漁場環境の改善等の取組支援等）を行うこととしています。

また、石川県、富山県、新潟県で、令和6（2024）年3月末時点では、合わせて20漁港と一部の共同利用施設について、応急工事を進めているところです。具体的には、2月20日に、石川県珠洲市の蛸島漁港で、地震により大きな段差が生じた岸壁の段差の解消工事を行い、岸壁の利用を再開しました。同県七尾市の鰻目漁港^{えのめ}では、同様に、段差が生じた物揚場の段差を解消する工事を、1月26日から2月9日まで行い、物揚場の利用を再開しました。他の漁港でも、順次、応急工事を進めているところです。さらに、石川県における地盤隆起等甚大な被害を受けた漁港等について、県全体の復旧方針を検討するため、国も協力しつつ、漁業者・漁業関係団体、市町等の行政機関、研究機関などで構成する協議会を、3月25日に設置し、議論を開始しています。

そのほか、水産関係の支援策を漁業者等にきめ細かく周知するなど、現地対応力を強化するため、3月22日、石川県金沢市に水産庁の職員が常駐する事務所を開設し、4月12日、同事務所を奥能登地域^{あなみずまち}（穴水町）に移転しました。

蛸島漁港（石川県珠洲市）の応急工事の様様



(被災後)



(復旧作業の状況)

鰻目漁港（石川県七尾市）の応急工事の様様



(被災後)



(復旧作業の状況)

